

学生の心身の健康等に係る支援

1. 定期健康診断

学校保健安全法にもとづいて、定期健康診断を入学時及び 2 年次に実施している。「要精検」の所見が出された場合は、当該学生に対して精密検査等を受診するよう指導している。

2. 救護体制

保健室は 1 号館内に設けられており、ベッドを 1 床設置している。また、学生課には家庭常備薬程度の医薬品を備えている。骨折や内臓疾患等、学生・進路支援課が対応できない場合は、近隣の医療機関に連絡をとり受入れ病院へ搬送している。なお、平成 19 年度からは学内に AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、教職員と学生に対してその使用方法の講習会等を実施し、万が一のときにも適切な処置が施せるような体制を整えている。

3. 学生相談体制（メンタルケア及びカウンセリング体制）

入学後の学修の充実や学生生活に関する様々な事項に関する学生相談体制として、学生相談室を設置している。学生相談室の中に、「なんでも相談室」、「カウンセリングルーム」が設けられている。

「なんでも相談室」では、日常生活や学生生活上の相談、悩みのある学生の相談を専門スタッフが受け付ける体制をとっている。

「カウンセリングルーム」では、学生生活のなかで様々な問題を抱える学生や、心（こころ）の不安を抱えている学生に対するカウンセリングを専門の心理カウンセラーが対応している。

さらに、セクシュアルハラスメント/いじめ対策として、相談窓口を設け 6 名の相談員を置いている。

4. 身体障害者（発達障害者を含む）

障害の程度に応じて可能な範囲でサポートを行っている。

サポートを希望する学生には、学生担任教員、学科教員、相談支援部門等が連携し、相談を受け付け、具体的にどのような援助ができるのかを提案している。その際は、「できるサポート」「できないサポート」がある旨を明確に説明し、理解を得ている。

また、入学予定者に「入学時健康調査票」を提出させ、入学後のサポートに活用している。